

『安心ライフサポート』会員規約

【第1章 総則】

第1条 (適用関係)

- この会員規約は、株式会社ライフサポート（以下「当社」といいます）が運営する安心ライフサポート（以下「本サービス」といいます）の提供及びその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、事前の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

第2条 (定義)

- 会員とは、この会員規約に同意の上、当社所定の加入申込手続きをしたことに基づき本サービスについての会員契約（以下「会員契約」といいます）を締結した者をいいます。
- 利用者とは、当社の管理する物件（以下「対象物件」といいます）に居住する者で、本規約に同意し、本サービスを利用する者として、会員が対象物件の賃貸借契約書に記載された者及び同居人を合わせたものを言います。
- 会員契約は、申込者がこの会員規約に同意のうえ対象物件（事業用途に供する場合を除きます）の賃貸借契約を締結した時点で当社との間で契約が締結され成立します。

第3条 (本サービスの利用)

- 会員及び利用者は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条 (会費)

- 本サービスの利用に係る料金（以下、「利用料金」といいます）は、月額620円（税別）とします。
- 会員は、毎月の利用料金を、当社が指定する方法により支払うものとします。なおお支払い済みの会費は退還、加入資格の取り消し、その他理由の如何を問わず、返金しないものとする。
- 加入者が会費を2ヵ月支払わない場合には、自動的に失効するものとします。

第5条 (有効期限と更新)

- 本サービスの有効期限は、対象物件の賃貸借契約に記載された契約期間とします。但し、本サービスは対象物件の賃貸借契約が終了する場合には、賃貸借契約の終了をもって会員契約を終了することとします。
- 更新後の継続期間は更新日より2ヵ年とします。その後の加入期間についても加入者より退会の意思表示である届け出がなかった場合、サービスの有効期限が自動的に2ヵ年更新されるものとします。

第6条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- 登録情報の変更は、原則として会員の申し出により行うものとします。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者が不利益を被ったとしても、当社は責任を負いません。

第7条 (退会・会員資格の取消し)

- 会員が退会を希望する場合には、当社所定の退会手続きを行うものとします。
- 会員の都合により、本サービスの退会する場合は、当社あてに退会希望日の30日前迄にその旨の届出を必ず行うものとします。届出を怠ったことにより、当社が会費を受領した場合、会費の払い戻しは一切致しません。
- 会員又は利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - 加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約又は諸規定の定めと違反した場合
 - 不要な問い合わせや悪質な不具合等本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 暴力、威力詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会定勢力）に属する、又は、密接な関係を有する場合
 - その他、当社が会員又は利用者として不適切をみなした場合

第8条 (個人情報)

- 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 利用者より依頼を受けた各種サービスを提供するために
 - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は業務遂行上必要な範囲で当

該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

- 前項に定める場合のほか、次の各号いずれかに該当する場合は、当社会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスを運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条 (規約の追加変更)

当社は、本サービスの運営上、この規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、会員及び利用者の了承を得ることなく、規約を追加変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の規約に従うことを会員及び利用者は予め承諾します。

第10条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は、重大な過失がない限り、会員及び利用者に対して損害賠償責任を一切負わないものとします。

第11条 (本サービスにおける遵守事項、禁止事項)

- 会員は、本サービスが円滑に行われるように、当社および委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
- 会員は、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
- 会員は、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、委託会社所定の窓口へ連絡するものとします。
- 会員は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - 本サービスの内容、当社および委託会社のコールセンターへの電話番号を会員資格のない第三者に知らしめ、本サービスを受けさせる行為。
 - 本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為。
 - 本規約および諸規定に記載されている内容を超越するサービス提供を求めた行為または本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為。
 - 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。
 - 本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
 - 本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為。
 - 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切とそれに類する行為。
 - 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに類する行為。
 - 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為。
 - その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社または委託会社が判断する行為。

第12条 (提供の拒否)

- 当社および委託会社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、会員に対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。
 - 会員本人から本サービスの利用申込みであることを確認できない場合。
 - 駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因箇所が住宅の専有部分以外の共有部分または共用部分あるいは国・公共団体等が所有する部分などの場合。
 - 駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因箇所が店舗、事務所またはこれに類するものである場合。
 - 台風、大雨・暴風、豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合。
 - 駆けつけサービスの対象となるトラブルの原因が会員の故意による場合。
 - 駆けつけサービスの対応内容を逸脱する場合。
 - 駆けつけサービスの対象について、同一箇所または同一原因であり、かつ1ヶ月のうち3回以上の依頼があった場合。
 - 委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合。
 - 本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合。
 - 当社または委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。
 - 停電が発生した場合。
 - 前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年

を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。

- 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 会員が自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 会員が暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 会員が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第14条 (譲渡禁止等)

会員は、会員の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第15条 (裁判管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第17条 (その他)

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、会員および当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

【第2章 安心ライフサポートサービス内容】

第18条 (内容)

- 本サービスは、当社の委託会社（以下「委託会社」といいます）が行います。
- 利用者は対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、委託会社が24時間365日受付するサービス対応窓口へ電話連絡することで、トラブル内容により30分程度の応急処置サービス（以下「駆けつけサービス」といいます）を受けることができます。

【駆けつけサービス】

 - 鍵の紛失・故障、鍵のトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります）
 - 水廻りのトラブル
 - ガラスのトラブル
 - ガス設備のトラブル
 - 電気設備のトラブル（家電製品は対象外とします）なお、電気設備のトラブル及びガス機器のトラブルの現場駆けつけ対応時間は、午前9時から午後5時までとします。また、電気設備・ガス機器のトラブルの無償対応は各年1回までとなります。
- 駆けつけサービスの対象は会員が居住する専有部分のみとなります。店舗付住宅の店舗部分や集合住宅の共用設備、学校、病院、オフィス、飲食店等の店舗および施設は対象外とします。
- 会員は、駆けつけサービスが現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤するに時間を要する場合があること、また山間部については翌日以降の訪問となる場合があることを予め承諾することとします。
- 会員は、駆けつけサービス利用時に騒音・作業音等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、騒音に関する周辺住民への説明などの対応を行うものとします。
- 駆けつけサービスにおいて、以下の対応は行いません。
 - 建物共用設備におけるトラブル対応
 - 午後9時から翌日午前9時までの時間帯において、器物の破壊作業等当社または委託会社が周辺住民に迷惑を掛けることと判断する作業。
 - その他当社または委託会社が不適切であると判断する作業。

第19条 (利用料金)

- 利用者は現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、30分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別））については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途負担する場合があります。
- 当社は前1項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。